

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人馬淵分也の上告趣意第一点について。

犯人の所罰は特別予防及び一般予防の要請に基いて各犯罪各犯人毎に妥当な処置を講すべきものである。従つて事実審たる裁判所が犯人の性格、年齢及び境遇並に犯罪の情状及び犯罪後の情況等を考量した結果、犯情の或る面において類似した犯人の科刑に輕重の差別をつけることがあつても、憲法一四条の規定する平等の原則に反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二三年（れ）第四三五号同年一〇月六日大法廷判決）の示すとおりである。それ故に原判決が、本件被告人に対して第一審相被告人より重い刑を科した第一審判決を維持したからとて、これを以て所論のような憲法違反あるものということはできない。論旨は理由がない。

同第二点及び第三点について。

刑訴四〇五条第二号又は第三号に基き、原判決が判例と相反する判断をしたことを理由として上告の申立をする場合には、上告趣意書にその判例を具体的に示さなければならぬ（刑事訴訟規則二五三条）にもかかわらず、論旨は原判決が如何なる判例に違背したかを具体的に示していないから、これを適法な上告理由と認ることはできない。のみならず、原判決には、証拠に基かないで事実を認定しても差支えないと判示しているのではなく、第一審判決には証拠に基かないで事実を認定した違法はないと判示しているのであるから、これを判例違反と主張する論旨は採用することができない。また本件第一審判決挙示の各証拠を総合すれば、被告人に犯意のあつたことは証明できるのであるから、第一審判決が刑法三八条一項に違背するということもなく、これを維持した原判決に判例違背があるということもできない。よつて論旨いずれの点も理由なきことが明らかである。

以上のように論旨には、刑訴四〇五条に定める上告の理由がないこと明らかであるのみならず、本件には刑訴四一一条を適用すべき事由も認められないから、刑訴四〇八条に従い主文の通り判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和二五年一二月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	谷	川	太	一	郎
裁判官	井		上			登
裁判官	島					保
裁判官	河		村	又		介
裁判官	穂		積	重		遠